

近畿地方建設局
阪神高速道路公団

配 布 平成12年1月31日

日 時 11時00分

資 料 配 付

件 名 尼崎有害物質排出規制等請求事件(第一次・第二次)判決についての
近畿地方建設局長談話及び阪神高速道路公団総務担当理事談話につ
いて

取 り 扱 い

配 布 先

近畿建設記者クラブ
大手前記者クラブ
神戸司法記者クラブ
兵庫県警記者クラブ

問い合わせ先

建設省近畿地方建設局道路部路政課

課 長 古橋 季良(内線 4151)

電話:06-6942-1141(代表)

電話:06-6942-0478(夜間直通)

阪神高速道路公団総務部総務課

調査役 大江 晃(内線 3111)

電話:06-6252-8121(代表)

電話:06-6252-2106(夜間直通)

尼崎（第１次・第２次）訴訟判決について

近畿地方建設局長談話

差止請求	一部認容
損害賠償請求	一部認容

本日、神戸地方裁判所において、尼崎（第１次・第２次）訴訟の判決言渡しがありました。

本件訴訟は、尼崎市内及びその周辺地域の住民等で公害健康被害の補償等に関する法律により指定疾病（気管支ぜん息等）の認定を受けている方々が、事業所から排出される二酸化硫黄等及び道路を走行する自動車から排出される二酸化窒素等の排出差止め並びにこれらの物質による健康被害に対する国家賠償法第２条に基づく損害賠償を求めて、昭和６３年１２月２６日（第１次）及び平成７年１２月４日（第２次）に提訴され、以来審理が続けられてきたものであります。

国側としては、本件訴訟において、呼吸器疾患の病因は多種多様であって、本件道路に起因する二酸化窒素等と健康被害との間の因果関係は認められていないこと、本件道路の沿道環境対策については、沿道住民の方々のご協力をいただきながら鋭意進めてきたこと等から、道路の設置・管理には瑕疵はない旨主張してきたところであります。

今回の判決で、排出ガスの差止請求及び損害賠償について国側の主張が一部認められなかったことは誠に残念であり、判決内容を詳細に検討したうえで、関係機関とも協議し、控訴するかどうか決定したいと考えております。

なお、建設省としては、今後も引き続き沿道環境対策の推進に一層努力してまいりたいと考えております。

差止請求：一部認容
損害賠償請求：一部認容

平成12年1月31日
阪神高速道路公団

尼崎有害物質排出規制等請求事件（第一次・第二次）判決についての
総務担当理事談話

（総務担当理事：有川 正治）

本日、神戸地方裁判所において、尼崎有害物質排出規制等請求事件（第一次・第二次）の判決の言渡しがありました。

本訴訟は、主として尼崎市内に居住する公害健康被害補償法による指定疾病の認定を受けている方々又はその遺族の方々が、一般国道43号、阪神高速道路等を走行する自動車から排出される二酸化窒素等によって健康被害を受けたとして、一定数値を超える大気汚染物質の排出の差止め及び損害賠償を求めて提訴されたものであります。

今回の判決において、排出ガスの差止請求及び損害賠償請求について、公団の主張が一部認められなかったことは誠に残念であり、今後の対応につきましては、判決内容を十分に検討し、関係機関とも協議のうえ、控訴するかどうか決定したいと考えております。

なお、公団としては、今後とも道路の環境対策について、なお一層の努力をしてまいりたいと考えております。